

保健福祉

予防介護策の推進について

(自民クラブ)

わが国は、世界に類を見ない速さで高齢化が進んでいるが、西条市も例外でなく、11月末現在の高齢化率24.04パーセントで、4人に1人が65歳以上になっている。それに伴い介護を必要とする高齢者が増えてくるのは必至であり、また、そのことが財政を大きく圧迫するであろう。健康で長生きし、住み慣れた家、住み慣れた地域で、安心に暮らせることを誰もが願っているが、予防介護策の推進について今後の取り組みを問う。

答

これまで社会の担い手であった団塊の世代が、数年後には現役をリタイアして立場が逆転する。そうした世代が医療、介護等社会保障の受け手となれば、膨大な費用を要し、現行の社会保障制度そのものの存続が懸念されることである。これからは、健康施策に加えて、さらに一歩進んだ介護予防策を重視した施策が必要である。現在介護保険制度見直しにおいて、予防重視型のシステムへの転換ということが盛んに議論されている。市としても、こうした国の動向を見ながら、関係各部署との連携を図り、予防介護策に積極的に取り組んでいきたい。当面、現行制度の普及・啓発に努めるとともに今後は、総合福祉センターでの水浴訓練室や、ふれあいトレーニングルームの機能を活用して介護

保険における要支援、要介護1の軽度の方を対象にした、筋力トレーニング教室を開催し、予防介護に取り組みたい。

総合福祉センター開設について

(公明党議員団)



いい汗流しませんか(総合福祉センター)

問

市民待望の総合福祉センター「もてこい元気館」がこのほど完成し、市民の健康と福祉の増進を図るための諸施設が整備された。今後、これを拠点とした福祉のまちづくりのさらなる進展が期待されるが、利用状況と今後の取組みはどうか。

さらには、同センターに新しく開設された幹幹型在宅介護支援センターは、地域型支援センターの統括、介護予防、生活支援サービスの総合調整を行うものとされているほか、旧西条市の高齢者保健福祉計画には、保健福祉、医療福祉サービスを総合

的に提供する地域ケア体制の確立を図ることとされているが、今後どのような施策を展開していく考えか。

答

総合福祉センターは、平成16年10月12日オープンしたが、10月には、約6千人、11月には1万5千人の利用があった。またまた、同センターのPRがじゅうぶん発信できていない思いもあるが、今後、懸命な努力により、保健福祉活動の拠点施設として、位置付けられるものと考えている。

地域ケア体制の確立については、月1回の地域ケア会議の開催によって臨みたいと考えている。地域ケア会議は、福祉関係の実務者、保健関係の実務者、医療関係の実務者、在宅介護センターの実務者、ケアマネジャーの代表者、民生児童委員の代表者、見守り推進員の代表者、基幹型在宅介護支援センターの長で組織化することとしており、同会議の開催を通じて、住み慣れた地域での暮らしの実現を図りたい。

介護保険料、国保税の引下げと乳幼児医療費無料化の拡大を！

(日本共産党議員団)

問

合併時の公約は、「事務処理の効率化によって、サービス水準は高いほうに、負担は低いほうに調整される」であったが、来年度以降最も住民に身近な、介護保険料、国保税共に、最も低い、旧東予市並にはなっていない。公約実現のためには、100億円の新庁舎建設の中止や、今予算の中で、教育長、収入役を超え、助役と同額となっている

「特別参与」の報酬73万円の引き下げなど、見直すべきではないか。また、就学前の乳幼児医療費無料化の問題は、人口減少に歯止めをかけ、健やかな人間形成の一環として大変意義ある施策で急ぎ実現すべきである。昨年度、旧西条市、旧東予市は、この事業で合計5千万円を超える剰余金を出している。財政的にも可能ではないか。

答

合併にあたり、住民負担は軽く、サービスは高くという理念で臨んだが、負担が減ったり、増えたりするなど、合併により、すべてが満足できる状況は難しいと考えている。

特別参与の件については、能力のある人には、能力に応じた適正な対価を払うのは当然であり、このポスト台風災害対策の働きについては、高く評価している。

就学前の乳幼児医療費の無料化は、時代を担う子供達にとって重要だと認識している。推計で4.5歳児外来医療費は9千万円余必要である。今回3歳児外来を対象としたところであり、現在のところ就学前までの外来の医療費助成は、考えていない。

なお、今後、国・県の動向等を見極めながら検討をしていきたい。

産業振興

立地企業に対する優遇措置は？

(自民クラブ)

東予インダストリアルパークには、雇用促進助成金という

優遇措置があるが、旧西条市の臨海工業団地にはそれがない。今後どう対応するのか。



進出が望まれる工業団地(東予インダストリアルパーク)

答

企業誘致に対する優遇措置は、暫定的なものであり、旧西条市、旧東予市で異なっている。今日では、誘致環境が大きく変化して、国際化の中の企業誘致となっており、外国企業の対日投資を誘導していくという視点を持つ必要がある。

今後は、外発型の産業振興よりも内発型にウエイトを置き、誘致戦略を組み立てていくことが必要となる。税や雇用に対する奨励金、環境保全といった優遇措置を考え、県との連携も含めて、産業政策の総体の中で整合性を見出し、新たな振興条例、誘致条例を制定する考えである。